

令和2年3月4日

大使館からのお知らせ（タジキスタンの新型コロナウイルス対策について（第4報））
- 第2報でお知らせした措置の取消 -

- 1 3月3日（火）、タジキスタン政府は、2月29日付で各航空会社に指示していた「タジキスタンに渡航するための航空券の販売停止及び航空機搭乗停止措置」を取り消し、新たに次の指示を出しました。

中国、イラン、アフガニスタン、韓国及びイタリアのいずれかの国籍を有する者若しくは前記対象国からタジキスタンへ渡航しようとする者に対して、同人に対する航空チケットの販売を停止すること。

- 2 新たな指示には日本は含まれていませんが、在留邦人及びタジキスタンへの渡航を計画されている方は、引き続き関連情報の入手に努めて下さい。当館でも規制に関する新たな情報を確認次第、領事メールで皆様にお知らせします。

なお、日本人がタジキスタンに渡航するために必要な査証について、大使館からのお知らせ第3報（タジキスタン入国希望者に対する査証発給停止等措置）に記載していますのでご参照下さい。

【問い合わせ先】

在タジキスタン日本国大使館

電話：+992-37-2275436, +992-37-2275446, +992-37-2213970

緊急時連絡先：堤 938800023